

## 議案第69号 提案理由説明書

区 分	主 な 提 案 理 由
第69号 西宮市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則	<p>第1条 西宮市教育委員会事務局処務規則の一部改正</p> <p><u>組織改正及び担当課長の新設等に伴い、以下の改正を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴い、教育委員会事務局の組織及び事務分掌等の規定を改正する。</li> <li>・新たに「担当課長」の規定を設ける。</li> <li>・その他事務分掌の見直しを行う。</li> </ul>
	<p>第2条 西宮市教育委員会教育機関処務規則の一部改正</p> <p><u>組織改正及び担当課長の新設等に伴い、以下の改正を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴い、教育機関の事務分掌等の規定を改正する。</li> <li>・新たに「担当課長」の規定を設ける。</li> <li>・その他事務分掌の見直しを行う。</li> </ul>
	<p>第3条 西宮市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の職名に関する規則の一部改正</p> <p><u>担当課長の新設に伴い、以下の改正を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに「担当課長」の規定を設ける。</li> </ul>
	<p>第4条 西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部改正</p> <p><u>担当課長の新設に伴い、以下の改正を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに「担当課長」の規定を設ける。</li> </ul>
	<p>第5条 西宮市立図書館条例施行規則の一部改正</p> <p><u>組織改正に伴い、以下の改正を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴い、図書館館長の事務分掌を見直す。</li> </ul>

西宮市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則制定の件

西宮市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年3月18日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則

(西宮市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第1条 西宮市教育委員会事務局処務規則（平成元年西宮市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

学事・学校改革部	学事課
	学校改革調整課
	学校改革推進課
学校教育部	学校教育課
	学校保健安全課
	学校給食課
	特別支援教育課
	教育支援課
社会教育部	社会教育課
	放課後事業課
	育成センター推進課

	文化財課
	人権教育推進課
	地域学習推進課

」

を

「

学事・学校改革部	学事課
	学校改革課
学校教育部	学校教育課
	学校保健安全課
	学校給食課
	特別支援教育課
社会教育部	地域学校協働課
	文化財課
	地域学習推進課
	読書振興課

」

に改める。

第3条の2中「あたらせる」を「当たらせる」に改める。

第4条第3項中「課に」の次に「担当課長及び」を加える。

第5条第3項の表を次のように改める。

課等	事務
教育人事課	教育人事課における予算経理及びその他庶務
学校管理課	学校管理課における予算経理及びその他庶務
学校施設計画課	学校施設計画課における予算経理及びその他庶務
学事課	学事課における予算経理及びその他庶務
学校改革課	学校改革課における予算経理及びその他庶務
学校教育課	学校教育課における予算経理及びその他庶務
学校保健安全課	学校保健安全課における予算経理及びその他庶務
学校給食課	学校給食課における予算経理及びその他庶務
特別支援教育課	特別支援教育課における予算経理及びその他庶務
教育研修課	教育研修課における予算経理及びその他庶務並びに総合教育センター内の総合的調整

地域学校協働課	地域学校協働課における予算経理及びその他庶務
文化財課	文化財課における予算経理及びその他庶務
地域学習推進課	地域学習推進課における予算経理及びその他庶務
読書振興課	読書振興課における予算経理及びその他庶務
青少年育成課	青少年育成課における予算経理及びその他庶務並びに青少年育成センター内の総合的調整

第6条第2項中「課長」の次に「及び担当課長（以下「課長等」という。）」を加え、同条第3項中「課長」の次に「等」を加える。

第6条の2第2項中「課長」の次に「等」を加える。

第7条第1項中「課長」の次に「等」を加える。

第8条第1項中「課長」の次に「等」を加え、同条第3項中「課長」の次に「等」を加える。

第10条中「課長」の次に「等」を加える。

第12条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条第6項中「教育施設」を「学校施設」に改め、同項第2号中「動産」の次に「及び他課の所管に属するもの」を加える。

第12条第7項第2号から第6号までの規定中「教育施設」を「学校施設」に改める。

第13条第3項中「学校改革調整課」を「学校改革課」に改め、同項第7号中「教育施設の」を「校化に向けた」に改め、同項第8号中「休級、休園及び」及び「（休園式に関するものを除く。）」を削り、同項に次の1号を加える。

(9) 通学路に関すること。

第13条第4項を削る。

第14条第3項に次の1号を加える。

(13) こども未来センターとの連携に関すること（他課に属するものを除く。）。

第14条第6項を削る。

第15条第2項を次のように改める。

## 2 地域学校協働課

(1) 地域学校協働課における予算経理及びその他庶務に関すること。

(2) 地域学校協働活動の推進に関すること。

- (3) 学校運営協議会制度に関すること。
- (4) 家庭教育に関すること。
- (5) P T Aに関すること。
- (6) 放課後事業に関すること。
- (7) 放課後関連事業の一体的な推進に係る企画及び調整に関すること。
- (8) 留守家庭児童育成センター事業と放課後事業の一体的な管理及び運営の推進に関すること。
- (9) 留守家庭児童育成センター施設と学校施設の一体的な整備の推進に関すること。

第15条第3項及び第4項を削る。

第15条第5項第2号中「文化財」の次に「の保護」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 文化財の保存と活用に関する総合的な計画に関すること。

第15条中第5項を第3項とし、第6項を削り、第7項を第4項とし、第4項の次に次の1項を加える。

#### 5 読書振興課

- (1) 読書振興課における予算経理及びその他庶務に関すること。
- (2) 図書館施設の整備及び図書館活動の基本計画・総合的調整に関すること。
- (3) 西宮市教育文化センターの管理に関すること。
- (4) 図書館及び分室の管理運営に関すること。
- (5) 学校教育との連携及び連絡調整に関すること。
- (6) その他読書振興に関すること。

(西宮市教育委員会教育機関処務規則の一部改正)

第2条 西宮市教育委員会教育機関処務規則（平成元年西宮市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6項を削り、第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 教育機関に担当課長を置くことができる。

第4条第1項中「課長及び館長」を「課長、担当課長及び館長」に改める。

第7条第2項第1号ク中「情報化」の次に「の推進」を加え、同号中サをシとし、コをサとし、ケ中「国際」を「外国語」に改め、ケをコとし、クの次に次のように加える。

ケ 学校に関する情報化にかかる総合的調整に関すること。

第7条第2項第1号に次のように加える。

ス 西宮市立総合教育センター附属西宮浜義務教育学校との連携に関すること。

第7条第3項第2号中「及び展示」を「、展示及び情報提供」に改め、同項第6号中「特別利用」の次に「等」を加える。

第7条第4項第1号中「活動」を「地域学習」に改める。

第7条第5項を次のように改める。

5 図書館においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 図書館資料の収集、保存及び図書館利用に関すること。
- (2) 読書会、鑑賞会及び資料展示会等の開催に関すること。
- (3) 図書館その他関係機関との連絡調整及び協力に関すること。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1	2	3	4	5
総合教育センター		教育研修課長	教育研修課の職員	
青少年育成センター		青少年育成課長	青少年育成課の職員	
郷土資料館		文化財課長	文化財課の職員	
中央公民館		地域学習推進課長	地域学習推進課の職員	
鳴尾公民館		地域学習推進課の主任 嘱託員		
鳴尾東公民館				
南甲子園公民館				
今津公民館				
山口公民館				
上甲子園公民館				

大社公民館				
甲東公民館				
塩瀬公民館				
春風公民館				
夙川公民館				
浜脇公民館				
用海公民館				
学文公民館				
若竹公民館		地域学習推 進課長		
瓦木公民館		地域学習推 進課の主任 嘱託員		
段上公民館				
高須公民館				
神原公民館				
越木岩公民館				
高木公民館				
上ヶ原公民館				
西宮浜公民館				
中央図書館		読書振興課 長	読書振興課 の職員	
北部図書館		読書振興課		
鳴尾図書館		係長		
北口図書館		読書振興課 担当課長		
山東自然の家		指定管理者 の職員	指定管理者 の職員	指定管理 者の職員

(西宮市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の職名に関する規則の一部改正)

第3条 西宮市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の職名に関する規則(昭和33年西宮市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「課長」の次に「、担当課長」を加える。

(西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部改正)

第4条 西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則(昭和36年西宮市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3(第5条関係)中

「

C	行政職給料表6級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、課長、館長、事務長、参事の役職名を有するもの	71,000円
---	---	---------

」

を

「

C	行政職給料表6級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、課長、担当課長、館長、事務長、参事の役職名を有するもの	71,000円
---	--	---------

」

に改める。

(西宮市立図書館条例施行規則の一部改正)

第5条 西宮市立図書館条例施行規則(昭和59年西宮市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

組織改正及び担当課長の新設等に伴う所要の改正を行うため。